

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

冬

2022

No.18

すずかめ

公益
社団法人 鈴鹿法人会

Suzuka

me

かけがえのない 物語を支えたい。

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

社員員の家族や友だちに、見えぬ、
かけがえのない生命保険がある。
実は、日本の会社の99%は中小企業です。
そこに会社で生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り...
つまり、それはかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のエキスパートとして、
そして、半世紀にわたり、さまざまな中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一の時の存続に
この力を寄り添い、支えたいと思います。
現在、ご契約いただいている企業数は約70万社。
この数は大同生命への信頼の証であり、責任の重さを物語ります。
大きな変化を迎えているこの時代に、会社を守り、
みんなを導いていこうとするお家を守るためにできることも、
私たちに全てを取り組んでいます。

37万社の中小企業を支える責任。 **DJIDO 大同生命**

三重支社/三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL 059-352-2046

目次

- | | | |
|--------------------|---------------------|------------------|
| 1 会長あいさつ | 10 令和4年度 税制改正に関する提言 | 27 おうちde給食、パズル数独 |
| 2 年頭の御挨拶 | 14 全法連 全国大会 | 28 新入会員紹介 |
| 4 令和3年度 納税表彰式 | 15 三重県警察コーナー | 29 大同生命 |
| 5 税に関する「絵はがき」コンクール | 16 税務コーナー | 30 AIG |
| 6 理事会・署長との懇談会 | 22 エッセイ | 31 アフラック |
| 7 青年部会だより | 24 歴史・名所・史跡 | 32 事務局だより・編集後記 |
| 8 女性部会だより | 26 鈴鹿のモータースポーツ雑学 | |



公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 岡田 信春



会長あいさつ



あけましておめでとうございます。

会員の皆様方には、常日頃から公益社団法人鈴鹿法人会の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鈴鹿法人会は、よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献しているところです。

昨年は、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の拡大により、主要事業の「親子バスツアー」、「親子税金クイズと映画観賞会」など「税に関する活動」、「地域貢献活動」等を2年連続で中止せざるを得ない、大変残念な状況でありました。

このような厳しい環境ではございましたが、青年部及び女性部の皆様によって、「租税教室」を拡大実施していただき、更に鈴鹿市教育委員会及び亀山市教育委員会の後援を得まして、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しましたところ、1,151名もの児童から応募をいただき、大変心強く感じる次第です。

また、後援事業の「ジュニアバレーボール大会」も、関係各位の多大なるお力添えにより無事開催できましたこと、ここに重ねてお礼申し上げます。

ワクチン接種率の向上とともに感染拡大が収束に向かい、ようやく経済再生に転じる兆しがみえましたが、新年を迎え、新型コロナウイルスのオミクロン株による再流行が懸念される状況でありますので、感染対策には十分配慮しながら、ポストコロナを見据えて、鈴鹿法人会は、今後も役員及び職員一同が一致団結し、当会の発展のために努力し、活動していく所存でございます。

皆様方の積極的なご協力とご支援を、今後ともよろしくお願いいたします。

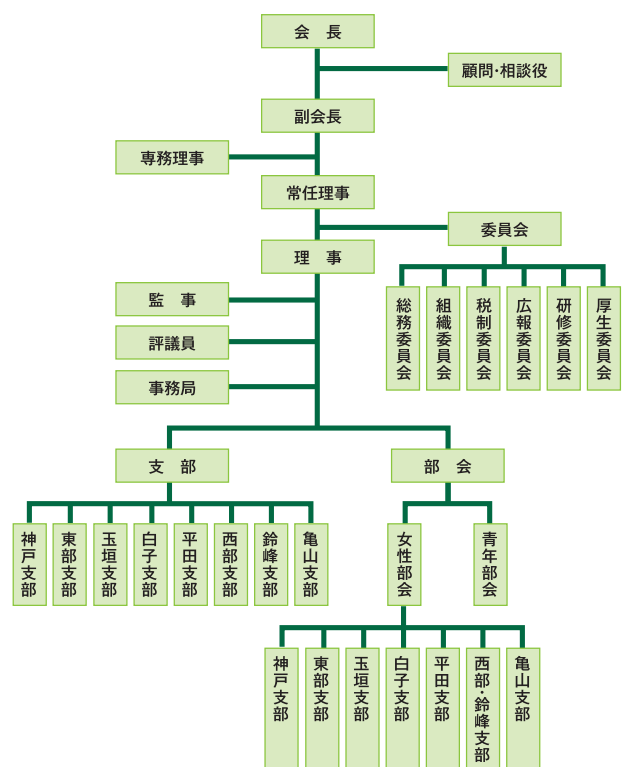
最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長	岡田 信春	三惠工業(株)
直前会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副会長	近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター
	樋口 勝幸	(株)葵
	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
総務委員長	太田 秀典	(有)太田コンクリート
組織委員長	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
税制委員長	森 通人	(有)マイドソフト
広報委員長	安田 克志	(株)ADI
研修委員長	村上 道哉	三重工熱(株)
厚生委員長	伊藤 洋一	中部高压コンクリート(株)
神戸支部長	廣田 隆	近畿電設工業(株)
東部支部長	宮崎 福治	(株)宮崎商店
玉垣支部長	荻野 晃	(株)荻野建設
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	阪田 朋成	(株)サカタ
西部支部長	永戸 秀樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	寺川 浩二	(株)スズカキャリアサービス
女性部会長	阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
専務理事	近藤 悟	(公社)鈴鹿法人会
	北川 亨	(株)安全
監事	吉澤 茂	(株)ヨシザワ

鈴鹿法人会組織図





年頭の御挨拶



名古屋国税局 課税第二部長

浅井 清貴

令和4年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が無観客ながら開催され、多くの日本人選手が活躍しました。

また、メジャーリーグベースボールにおいて、大谷翔平選手が現代野球では例のない二刀流をやり遂げるなど大変喜ばしい出来事がありました。

このような中、新しく迎える年が、会員の皆様にとって充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、公益社団法人鈴鹿法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応においては、行政のデジタル化の必要性が顕在化するなど、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しております。

国税当局としましては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすために、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本柱とする「スマート税務行政」を目指し様々な取組を進めてきました。

今後におきましても、申告・納付のデジタル化の推進、内部事務のセンター化等、事務運営の見直しやインフラ整備などの取組を進めてまいります。これらの取組を成し得るためには、e-Taxやマイナンバー制度の更なる普及・定着が必要であり、法人会の皆様の御協力が必要不可欠であると考えております。

また、去年は、令和5年10月1日に導入されるインボイス制度に係る適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されましたが、おおむね円滑に進められており、法人会の皆様から、説明会の開催や制度の周知・広報活動など幅広く御協力をいただきましたこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後も更に、インボイス制度の円滑な導入に向けて取り組んでいくこととしておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さらに、公益社団法人鈴鹿法人会において取り組まれております「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」は、納税者の皆様の税務コンプライアンスの向上に役立つものであり、極めて有意義な取組と考えておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の中、会員の皆様には工夫を凝らした会活動を実施していただいているところ、本年は従前以上の信頼関係構築の年にしたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人鈴鹿法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



鈴鹿税務署長

山本 久美子



年頭のご挨拶



令和4年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃から税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛が長期化する中、「小学生の絵はがきコンクール」及び小学生に対する「租税教室」への講師派遣など、次代を担う若い世代に正しい税の意義・役割を理解してもらうための啓蒙活動について、本会をはじめ女性部会並びに青年部会の皆様が一丸となって取り組んでこられました。

中でも、「租税教室」について、青年部会では「記憶に残る租税教室」をテーマに双方向参加型の授業を実践するなど、女性部会の皆様とともに、小学生の皆さんに楽しみながら税を理解してもらえるよう工夫を凝らし、非常に熱心に取り組んでいただいております。本年もこのような状況下であるにもかかわらず、多くの小学校への講師派遣を予定いただいております。

また、毎年恒例となりました「小学生の絵はがきコンクール」についても、継続して多数の応募があったことは、これまで女性部会の皆様が税の大切さを理解してもらうために熱心に取り組んでこられた結果であると思います。

これもひとえに、岡田会長をはじめ役員並びに会員の皆様の会活動に対する並々ならぬ熱意とご努力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、今後とも、一致団結し、会員企業と地域社会の発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

ところで、間もなく、令和3年分の所得税等の確定申告が始まりますが、例年、確定申告会場である「イオンモール」には多くの方が来場されます。

当局といたしましては、新型コロナウイルス感染症への対応として、確定申告会場の混雑緩和が喫緊の課題であることから、確定申告会場に出向くことなく、ご自身のスマートフォンやご自宅のパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成し、e-Taxを利用して提出いただくなど、ICTを活用した申告手段について、あらゆる機会を通じて幅広くご案内しているところです。

令和3年分の確定申告からは、「納税者の利便性の向上」に向け、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで金額や支払者情報等が自動入力される機能が追加されるほか、「確定申告書等作成コーナー」のスマートフォン専用画面の対象範囲が拡大されるなど、スマートフォンによるe-Taxの利用がさらに便利になりました。

最近では、「ふるさと納税に係る寄附金控除」や「医療費控除」を受けるため、多くの方が確定申告書を提出されます。従業員の皆様の中には確定申告会場への来場を検討される方もいらっしゃるかと思いますが、感染リスクを回避する観点から、是非ともe-Taxをご利用いただきますよう社内広報などによるご案内をお願い申し上げます。

また、令和5年10月1日から導入されるインボイス制度については、制度の円滑な実施に向けて、早期かつe-Taxによる登録申請をお願いしておりますが、鈴鹿法人会の皆様には説明会等の開催を計画いただくほか、制度の周知・広報活動に幅広くご協力をいただいております。

今後とも、インボイス制度の円滑な実施に向けた周知・広報に取り組んで参りますので、鈴鹿法人会の皆様にも一層のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、新しい年における公益社団法人鈴鹿法人会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和3年度 納税表彰式

本年度も、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、納税表彰式は中止となりましたが、鈴鹿法人会から次の方々が受賞され、去る令和3年11月18日(木)には、財務大臣表彰を受賞された会長に、臼杵芳樹名古屋国税局長から表彰状が手渡され、この模様が報道されました。

皆様、受賞おめでとうございます。

財務大臣表彰



会長

岡田 信春 殿

名古屋国税局長表彰



副会長

樋口 勝幸 殿

鈴鹿税務署長表彰



玉垣支部長

荻野 晃 殿

鈴鹿税務推進協議会長表彰



青年部会会計
近藤 充功 殿



青年部会税制副委員長
加藤 俊一 殿



女性部会亀山支部長
川戸 磨美 殿



女性部会理事
長田 美恵子 殿

税に関する「絵はがきコンクール」の結果

小学4年生から小学6年生の児童を対象に募集しております「絵はがきコンクール」は、本年も鈴鹿市・亀山市の小学校37校から1,151枚のご応募をいただきました。

これもひとえに、女性部会による教育関係者への働きかけに対して、深いご理解とご支援をいただきました教育関係者および保護者並びに応募していただいた児童の皆様のおかげであり、厚く感謝申し上げます。

鈴鹿税務連絡協議会が主催している表彰式は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、2年連続開催できませんでしたが、女性部会の皆様によって、小学校を通じて、絵はがきコンクールに応募していただいた全児童へ賞状、副賞および参加賞をお渡しすることができました。

鈴鹿法人会は、今後も租税教育活動に積極的に取り組んでまいります。



鈴鹿税務署長賞



鈴鹿税務連絡協議会長賞



鈴鹿税務推進協議会長賞



公益社団法人
鈴鹿法人会女性部会長賞



公益社団法人
鈴鹿法人会長賞

理事会開催

去る8月6日(金)、理事会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症が拡大後、書面表決での開催が続いていましたが、久しぶりに皆様が一堂に会し、また、新税務署長もお招きして開催することができました。

今回の議事は、「今年度の主な事業計画について(各委員長・支部長・部会長)」です。コロナ禍で思うように事業が実施できず心苦しい所ではありますが、状況を鑑みてできる範囲での活動に尽力する意向が多くありました。

なお、本来であれば総会で行う予定でしたが、本年度で役員を退任される方への感謝状を本理事会の場において贈呈させていただきました。

また、今回新たに永年にわたり「租税教室」の講師としてご活躍をいただいている14名の方に感謝状を贈呈いたしました。



署長との懇談会

新型コロナウイルス感染症の拡大により、主要行事を中止する事態が続き、鈴鹿法人会と鈴鹿税務署との間で時間を共にしていただく機会が減少したことの打開策として、一昨年に署長との懇談会を設けました。

昨年も人数の制約がある中で、支部長、委員長、青年部会及び女性部会の方々が会を代表して、署長室で署長と意見交換を行っていただきました。

出席の皆様からは、会活動の特色、コロナ禍の事業や業種への影響、今後の抱負等を熱く語っていただき、また、署長からは、租税教育など社会貢献活動への感謝とコロナ禍における励ましや税務のアドバイスをいただきました。署長室では、終始笑い声が絶えず、明るく前向きな意見交換が活発に行われ、参加された皆様からは非常に有意義な時間であったと感想をいただきました。

税務署との関係がますます良好になるよう、今後もできる限りこのような機会を続けていただけるよう、働きかけていきたいと思っております。



第35回法人会全国青年の集い(佐賀大会)

全法連主催による「第35回法人会全国青年の集い(佐賀大会)」が佐賀市文化会館で開催されました。

平成30年2月、我々鈴鹿法人会青年部会は「租税教育活動プレゼンテーション」にエントリーし、3年を超える長きに渡り演出等を創意工夫してきました。

何度も何度もリハーサルを繰り返し、昨年11月4日には、鈴鹿市文化会館けやきホールに、山本鈴鹿税務署長と岡田会長を招いて最後のリハーサルを行い、お二人から貴重なアドバイスをいただき、ようやく完成したしだいです。

その後も開演直前まで入念な打合せ、練習をしました。

いよいよ開演！！壇上に佐藤左恭さん、加藤晋さんの二人が練習以上の完璧なプレゼンテーション

を披露しましたが、参加11単位会のうち入賞3単位会には入りませんでした。

残念な結果で、応援していただいた皆様方には誠に申し訳ない気持ちでいっぱいですが、「やり切った感」たっぷりで満足した10分間でした。

ちなみに入賞単位会は、

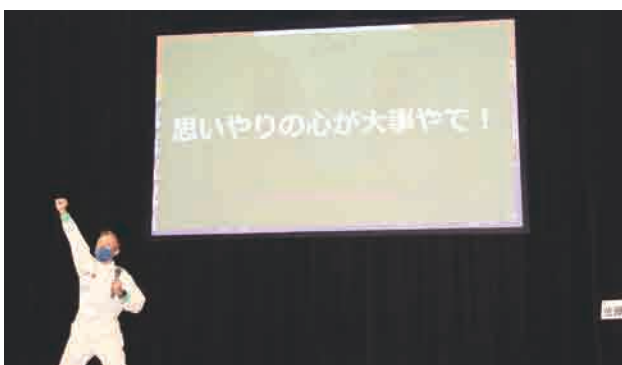
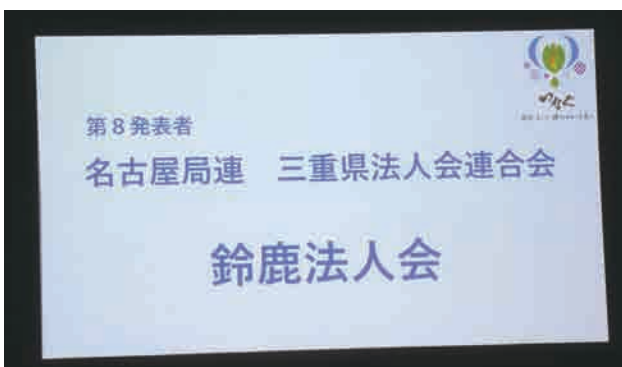
最優秀賞:佐賀法人会

優秀賞:都城法人会、新潟法人会

でした。

結果は結果として、今回のプレゼンテーションで得た経験を今後の「租税教室」や「親子税金クイズ」等々法人会活動に活かしていくことが大切であり、使命であると認識していますので、今後ともご指導、ご協力をお願いするしだいです。

ありがとうございました！ (寺川浩二)



10/16 女性フォーラム—新潟大会—

「第15回法人会全国女性フォーラム新潟大会」が新潟市内、朱鷺メッセ・新潟コンベンションセンターにて開催されました。

昨年は、新型コロナ感染拡大のため見送られ、新潟大会主催者の方々としては、昨年開催予定でありました愛媛県の皆さまの思いも込めての、約2年半ぶりの開催となりました。

テーマ『「新しい形、新潟から。」～新時代 令和に羽ばたく女性の力～』を掲げ、大会がスタート。

第一部「記念講演」では新潟県佐渡の出身、2021年まで文化庁長官を務めてみえた宮田亮平講師をお迎えし、「ときめきのとき」をテーマに講演頂



きました。金工作家である宮田講師は、「自身の芸術感の原点は『ときめき』にあり、そして『生きる力』の源でもある。」と熱い思いを語られておりました。

第二部では、いよいよ大会式典、歓迎の挨拶、スローガン唱和、新潟県女性部会の活動発表(税に関する絵はがきコンクール等)、大会宣言、大会旗伝達、次回開催地県静岡県連へと、無事バトンは繋がれ、大会は閉会となりました。

第三部では、地元の方々による和太鼓の演舞、演奏が盛大に催され、最後は次回開催地静岡の「ちゃつきり節」で閉宴となりました。

最後になりましたが、このような時期に開催頂きました新潟県連の方々におきましては、コロナ感染対策は勿論、多方面に渡りご配慮頂きました事、心から御礼申し上げます、今大会の報告を致します。

(阿部美千)



10/31 ジュニアバレーボール大会

今年度も新型コロナウイルス感染症の厳しい状況にもかかわらず、主催者(鈴鹿市ジュニアバレーボール育成会)のご尽力により「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を遵守したうえで、第15回鈴鹿ジュニアバレーボール大会が開催されました。



当日は、開会式を4会場に分散し、また、父兄の方の応援を制限するなどの措置が取られました。

試合結果は、

- 優勝 河曲ジュニアバレーボールクラブ
- 準優勝 椿JVC女子椿バレーボール少年団
- 三位 加佐登ジュニアバレーボールクラブ
- 三位 Jr.エースバレーボール少年団

でした。

決勝戦は白熱した戦いとなり、選手の一挙手一投足に感動しました。

後日、参加していた選手の皆様方から丁寧な「お礼状」をたくさんいただき感激しました。(阿部美千)



絵はがきコンクール

本年度も夏休みの時期に募集をし、1,151枚の応募をいただきました。

税についていろいろ考えて描いてくれた作品をみせていただき、大変うれしく思います。

感染予防の観点から、本年度も鈴鹿ハンターでの表彰式は中止となりましたが、鈴鹿税務署長賞および鈴鹿税務推進協議会長賞の受賞者には、鈴

鹿税務署長と小学校へ訪問し、直接表彰状をお渡しすることができました。

また、女性部会員の皆様が、応募していただいたすべての小学校をまわって、賞状、副賞および参加賞をお届けしました。

(阿部美千)



12/9 寄せ植えと車椅子の贈呈

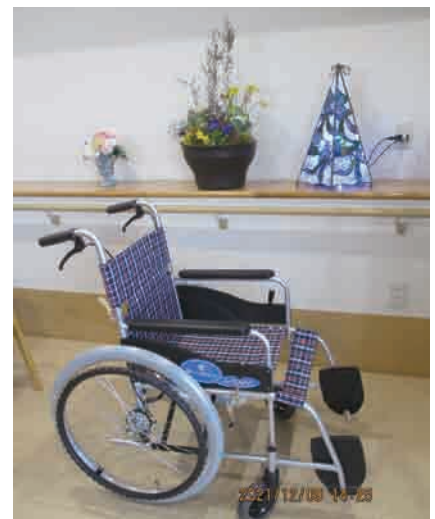
12月9日(木)、鈴鹿・亀山市内の特別養護老人ホーム13施設への手作り寄せ植えの製作と車椅子の贈呈を実施しました。

今回は、鈴鹿税務署の山本署長、野田統括国税調査官も参加していただき、石井朋子先生の指導の下、オリヅラン、葉牡丹、スーパーアリッサムなど10種類ほどの花を使った寄せ植えを手際よく製作していました。

時期的に新型コロナウイルス感染症の感染が収まっていたとはいえ、残念ながら本年度の贈呈も利用者との交流は控え、玄関先でのお渡しとなりましたが、礼状や写真を送っていただきました。

皆様には少しでも温かい気分で年末年始を過ごしていただけたらと思います。

(永戸陽子)



令和4年度 税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、対応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。

政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和5年3月末日)および特例措置の適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

(1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自

らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 交際費課税の適用期限延長

3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

II. 所得税関係

1. 所得税のあり方

- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

Ⅲ. 相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

Ⅳ. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し

令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

Ⅴ. その他

1. 配当に対する二重課税の見直し

2. 電子申告

*なお、提言内容の詳細は「全法連」のホームページの「活動内容」から、「税の提言活動」さらに「令和3年度税制改正に関する提言」をご覧ください。

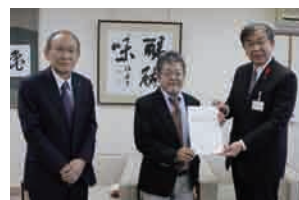
鈴鹿法人会も提言活動を実施しました。

当法人会では、下記の方に「令和4年度税制改正に関する提言」を届けました。

記

自由民主党	衆議院議員	川崎 秀人 殿
立憲民主党	衆議院議員	中川 正春 殿
立憲民主党	参議院議員	芝 博一 殿

鈴鹿市長	末松 則子 殿
亀山市長	櫻井 義之 殿
鈴鹿市議会議長	森 雅之 殿
亀山市議会議長	中崎 孝彦 殿



第37回 法人会全国大会(岩手大会)

令和3年10月7日(木)、第37回法人会全国大会が、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況に鑑み、大鹿行宏国税庁長官、達増拓也岩手県知事らを来賓にお迎えして、メイン会場(盛岡)とサテライト会場(東京)から、初のライブ配信というオンライン形式で開催されました。



メイン会場



サテライト会場 長官祝辞

《令和4年度税制改正スローガン》

- ・ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
 - ・適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
 - ・コロナの影響はまだ残る。
- 深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- ・中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

《大会宣言》

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

わが国経済は新型コロナウイルス感染症により、未曾有の危機的事態に陥った。来年度には流行の収束も見込まれ、企業収益をはじめとして経済社会も回復傾向にあることから、「ポストコロナ」を見据えた具体的な戦略が求められている。

国家的課題である財政健全化は困難を極めている。国債で賄った莫大なコロナ対策費の償還財源について、多くの先進国では大枠の返済計画を示し始めている。わが国は先進国で最速スピードの少子高齢化に加え、人口減少という極めて深刻な構造問題も抱えている。将来世代に負担を先送りせず、現世代で解決するよう具体的な方を早急に策定することが重要である。

中小企業は、長期にわたるコロナ禍の影響を受け、限界に達している。実効性のある対策により、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。さらに、地域経済と雇用の担い手である中小企業が存在感を示すことのできるような税制の確立も不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上提言する。

令和3年10月7日
全国法人会総連合 全国大会

電話口お金の話それは詐欺！

思い出そう！

たこのおすし



たしかめて

こどもの声と違うかも

のっちゃんだめ

お金やカードは渡さない

すぐ出ない

知らない番号は留守電で



三重県警察
シンボルマスコット
ミーポくん

少しでもおかしいと思ったら、家族や警察に相談しましょう。

鈴鹿地区防犯協会・鈴鹿地区職域防犯組合連合会
鈴鹿警察署 ☎059-380-0110

ネットでe-Tax

かんたん・便利♪

スマートフォンから！

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

推奨ブラウザ

iPhoneの方 Androidの方



Safari



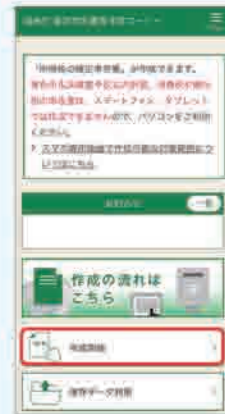
Google Chrome

確定申告



確定申告書等作成コーナー
にアクセス

確定申告書等作成コーナー



STEP 2 送信方法を選択

申告準備

申告内容に関する質問

確定申告をする年は令和3年分ですか。

はい いいえ

提出方法を選択してください。

マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイポータルから各種証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。詳細は以下のリンクからご確認ください。

マイポータルの利用について

e-Tax (マイナンバーカード方式) ?

e-Tax (ID・パスワード方式) ?

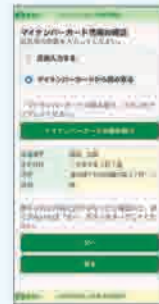
画面

戻る

マイナンバーカード方式



「マイポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り



住所、氏名等の情報が表示されます

ID・パスワード方式



ID・PW
が目印

「ID・パスワード方式の届出完了通知」
をお持ちの方



e-TaxのID (利用者識別番号) と
パスワード (暗証番号) を入力

i 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

STEP 3 金額などを入力

STEP 4 送信

収入の入力



給与所得の源泉徴収票
などを入力

控除の入力



医療費やふるさと納税の領
収証などを入力



e-Taxで送信

スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



カメラを起動して
源泉徴収票を撮影



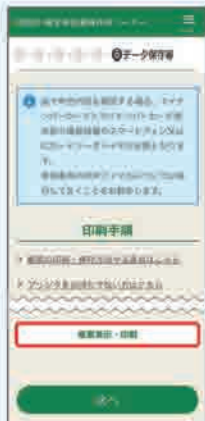
内容を確認



読取内容が自動入力

NEW !!

保存方法



「帳票表示・印刷」をタップ

iPhoneの方



「共有」ボタンをタップ



「"ファイル"に保存」を選択

Androidの方



自動で端末内に申告書
データが保存される

保存データの確認方法

iPhoneの方



ファイル

保存データは「ファイル」アプリから
確認することができます

Androidの方



「Google Chrome」の
右上の「:」ボタンをタップ



「ダウンロード」メニューから
保存データを確認できます

・ご利用には別途通信料がかかります。
・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

登録申請
受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録
申請が必要です。



登録申請手続は、
e-Tax をご利用ください!!

- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、 「e-Taxソフト(SP版)」 をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき
点などを解説します。また、チャット機能を利用
した質疑応答も行っております。 [説明会サイトへ▶](#)



●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで
受け付けております。

【専用ダイヤル】 **0120-205-553** (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホーム
ページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」を
ご覧ください。

[特設サイトへ▶](#)



電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

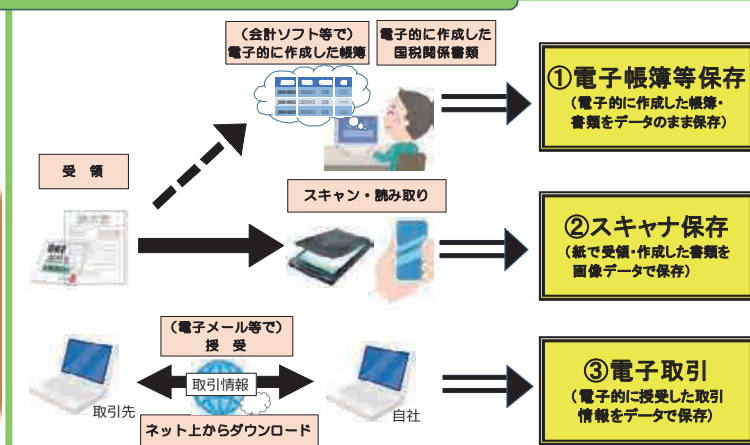
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

～ スキャナ保存(区分②)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。
- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせることで条件を設定できる機能の確保が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。

(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

～ 電子取引(区分③)に関する改正事項 ～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

(注) 「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

- (1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。
※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。
- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています(改正分は随時掲載していきます。)。詳しくは、 で

※ この資料は国税庁ホームページに掲載された資料の抜粋版です。

 鈴鹿税務署

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付

こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻りに納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税

こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

浅野弥衛と浅野美子 父のアトリエは 娘の才能のゆりかご

エッセイスト 福島 礼子

偉大な父を持つことは、息子にとって不幸と感ずることは良くある。乗り越えようとしても、ハードルは高く厚く、それ故愛憎が複雑に絡み合う。偉大な父を持つ娘の場合はどうだろう。

鈴鹿市神戸、伊勢街道沿いの家が二人の住まいであった。格子戸に通り土間、天井に明かり窓を持つ典型的な町屋作りの旧家である。父の名は浅野弥衛、生涯抽象絵画を描き続け、いぶし銀のような品格のある作品と高い評価をうけた画家である。娘の美子は絵の世界には進まず、才知に富んだ魅力ある文章を紡ぐ人となった。

浅野弥衛が信用金庫をやめ画業に専念し始めた年に、美子は二人娘の次女として生まれた。自ら閉じこもりがちであると語る彼女にとって、常に父親がいる小さな空間アトリエがお気に入りであり安住の場だった。また弥衛も美子がアトリエにいることを好み、隅に座らせて語りかけながら筆を走らせた。

弥衛が絵に取りかかる時の様子を美子が綴っている。

——わたしは泣き虫のおとなしい子供だったから、絵を描く父の邪魔をするようなことはなかった。新しい油絵にとりかかる時、丁度居合わせると、父はわたしに自分と同じ身振りをするように言う。わたし達二人の他誰もいないとわかっていても、わたしはこれが恥ずかしく、いやだった。親指を立てた右腕を小さく、けれどしっかり振り上げ「ルッソ、ルッソ、ルッソォン」と三回、最後は少し語尾をのびして言う。「ルッソとはな、フランスの言葉で勉強ということや。今からおとうは勉強をしますということや」と父は説明した。——(『とりとめもなく』)

ルッソは英語でおそらく「レッスン」のことだろう。父は愛娘がいたからこそ、なおさら大きな身振りで「創作の扉」を開く儀式を行い、意識を高め集中させていたのだろう。その儀式に立ち会っていた美子に、創作の天使が近づいていたことに幼い彼女はまだ気がついてはいなかった。

弥衛はこよなく自然を愛した。とりわけ稲田の中の農道を自転車で走るのが好きだった。早苗の間を夏の風が吹き抜ける頃や、黄金の稲穂が波打つ光景や、切り株が並ぶ整然

とした景色を好んだ。鈴鹿川ぞいの田園風景は、素描や水彩画に描かれ、抽象化されて優しい白黒の作品となっている。



浅野弥衛と美子

美子は父の自転車の前に取り付けられた腰掛けに座って出かけることを、「子供のわたしが最も嬉しかったご褒美の一つだった」と表現している。二人が出かけたある日、東の空に出たばかりの月は、夏の名残りか橙色に潤んでいた。

——「おとう、お月さん」

「そやな、お月さんが出たな」

「金魚色しとる」

「金魚色とはよう言うた。ほんとにあれは金魚色や。」

お前は誰の子や」

「おとうの子」

「そうやろ。もういっぺん言うてみ。お前は誰の子や」

「おとうの子」——

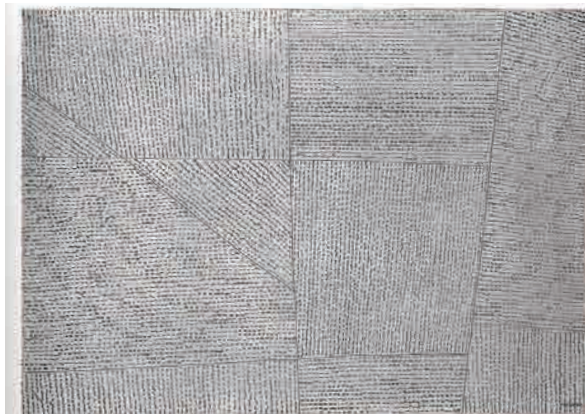
二人はこう言い合いながら父と娘であることを確認し幸福感に包まれていた。たいていの親子にとってこのような至福の時は、年齢が増せば過去のものとなり、やがてそんな時があったことさえ日常の些末な出来事の中に忘れ去られてしまう。しかし浅野家では、長く繰り返された光景だったのである。

抽象画の世界を彼に紹介した詩人の野田理一は、「浅野さん、絵を描くのなら売れない絵を描きなさいよ。売れる絵を描こうとするさもしい根性は、芸術とは一番遠いものですよ。」と忠告した。野田の言葉は、弥衛の終生にわたる強い信条となった。

彼の独特の作風は、「引っかけ」という技法にある。たとえばキャンバスに白の絵の具を丁寧に塗り重ね、それに釘などで線を引き、さらに黒の絵の具を塗り重ね拭き取ることで、白

のベースに黒い線が浮き上がるというものだ。根気と力のいる作業である。

作品はなかなか理解されず、「わけのわからぬ」とか「子供の落書きのようだ」と言われ続けた。展覧会で一枚も売れず「本日皆無事に帰還」と弥衛は家族にしばしば告げた。その時期の事を美子は言葉で再現している。



——小学校の頃、土曜の昼は家族四人で黒いストーブを囲んで必ずかきもち茶漬けの昼食だった。それぞれが冷や飯をよそった茶碗を手にし、そこへ焼きたてのかきもちの白焼きを父がストーブから分配する。父が熱い番茶をかけ、アジシオをさっさと振る。「ほれ、香ばしい。旨いやろ」と父が「旨い」の押し売りをする。ストーブの火の見の小窓の蜜柑色をうつむいて眺めながら、小さかったわたしは涙をこらえるのに苦勞した。大きくなったら、アトリエでかき餅茶漬けの昼ご飯を食べるような貧乏だけにはなるまいと心に固く誓っていた。([『冬』])

弥衛はものをよく見、自分の気持ちや感動を素直に言葉にする人だった。彼は細かなもの、小さなものを好んだ。たとえば夏みかんの種も彼のお気に入りの一つで、家族だけではなく客の残した種さえも集め、親子で綺麗に洗っては眺めた。父親の指からこぼれる種を見ながら「ええもんやな」と美子がいうと、弥衛は「な、なかなかやろ」と答え、これを何度も繰り返した。二人は同調することで、互いのものを見る目と美意識を確認し合い、それぞれの分野で独特の世界を築いていったのだ。

幼い美子を側におき常に話しかけた父と、父の視線と言葉が自分に向かうのを無情の喜びとした娘。その立場は、美子が長ずるにしたがって、どこかで逆転する。父が教えた観察眼を自分のものにするのは、娘にとって時間がかかることではなかったのだ。

——父は、人に構(かま)われることの大好きな子供のまま年を重ねた。幾つになってもその日、開けたばかりの目で、人も物も見ていた。私の育て方もそうだった。私を形

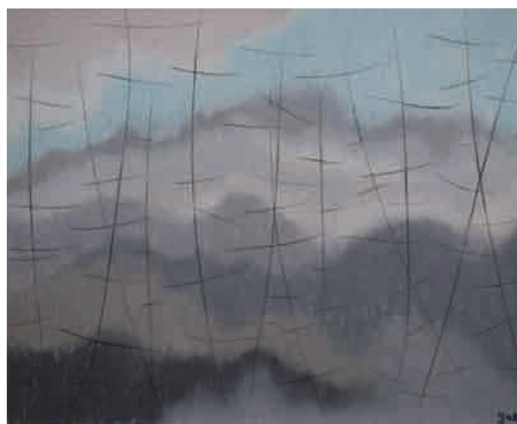
造る感情の粒子のつぶつぶに映る自分の血をいつくしんだ。——

稲穂の風景を愛で、小さな夏みかんの種を眺めながら受けたレッスンは、美子が言葉の粒の中に確かな芯をもった作品を生み出す土壌となった。父が踊るように創作する後ろ姿を眺めながら過ごしたアトリエは、美子の才能のゆりかごだったのである。

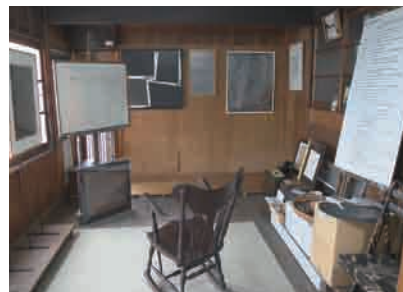
父から娘に、そして娘から父に、幾つになっても二人の間で繰り返された言葉は、きっとこのフレーズだったに違いない。

—— 「よう言うた。お前は誰の子や」
「おとうの子」 ——

平成8年、浅野弥衛81才で他界。
平成17年、浅野美子48才で急逝



アトリエ



写真提供：浅野弥衛記念家

福島礼子のプロフィール
CNSとCTYにて番組制作をしながらエッセイや評論を執筆。
鈴鹿市在住。

「浅野家の二人の芸術家」を放送セミナーとして昨年秋制作しました。鈴鹿市文化振興事業団ホームページからYouTubeでご覧いただけます。

第13回 亀山支部 峯城

歴史

名所

史跡

Googleマップ検索
峯城跡: 亀山市川崎町4448

空前のお城ブームで、令和の改元を機にお城の御朱印ともいえる「御城印」を発行する御城印集めが注目されています。

「笑点」の司会でおなじみの落語家、春風亭昇太師匠は大のお城好きとしても知られ、師匠は、「山城を知れば、日本の城が解る!」とも語られています。

その山城とは、「天嶮(険しい地形)を利用して、独立した山頂部などを中心に曲輪群くるわを設けた城」(『よくわかる日本の城 日本城郭検定公式参考書』より)で、中世から戦国期に多く築かれたお城です。全国に3万とも4万ともいわれているお城の中で、天守が遺っているお城は100もなく、日本のお城の約99%が山城だそうです。残念ながら、山城にはほとんど建物が遺っておらず、見どころは土塁や堀、石垣がメインとなるそうです。

峯城は、山城の進化版ともいわれ、後の近世城郭につながる最新技術が盛り込まれているそうですが、残念ながら天守は遺っていません。

実は、戦国期の天正11年(1583)に、柴田勝家と妻のお市の方が非業の死を遂げる賤ヶ岳の合戦の前哨戦が、この峯城と亀山城から始まり、歴史の拠点となっていたのです。



峯城の歴史

峯城は、元弘年間(1331~1334)に峯政実みねまさぢによって築城されたと伝えられています。18世紀初頭に成立した「九々五集」には、天正2年(1574)峯八郎四郎盛祐おかもとそうけんが長嶋で討死すると、峯城は岡本宗憲おかもとそうけんに与えられたとされ、峯氏と峯城の関係は終わりを告げます。また、城の範囲は東西75間(約136m)、南北140間(約255m)あるとされています。

西側土塁の中央に「天守台」とされる櫓台がみられ、この部分のみ石垣があり、周囲には瓦が散らばっています。このような形状や瓦の技法から、16世紀末まではお城が存続した可能性をうかがわせるものです。

峯城跡は戦国から近世にかけての城郭の状況が良好に遺されており、三重県史跡に指定されています。(出典: 亀山市市民文化部 文化振興局まちなみ文化財産室 2008年発行2018年改定「秀吉が来た! その壺」)

天正10年(1582)本能寺の変の後、対立構造が激化し、峯城も時代の波に飲み込まれ、二度の大きな合戦に巻き込まれます。

まず、天正11年、賤ヶ岳の戦いの前哨戦で、羽柴秀吉率いる3万の軍勢によって、亀山城、峯城、国府城が取り囲まれ、国府城、亀山城が落城後も、孤立した峯城は、瀧川儀太夫たきがわぎだゆうによって、羽柴秀長、三好秀

柵形虎口

柵形虎口は「四角い形の出入口」という意味で、中世以降の城郭における出入口のことを虎口といい、虎口は狭い道・狭い口という意味があるそうです。そして、虎口の中でも最強、完成形ともいわれる柵形の虎口が峯城に存在しています。ここに入り込むと寄せ手は3方向から囲まれ、侵入した攻撃側は容易に直進できないようになっているそうです。



次などの秀吉軍諸隊の攻撃に耐え、3か月にもわたる籠城戦の末開城しましたが、羽柴秀吉が五万石で自分の配下になるよう誘うほど、その力量が評価されたのでした。

天正12年(1584)には、秀吉と織田信雄が対立すると、信雄の家臣佐久間正勝が入城しますが、小牧・長久手の戦いの前哨戦として秀吉は蒲生氏郷、関一政などに命じて峯城を攻めさせ、わずか数日で落城しました。



《事務局より》

この峯城は、本年度の絵はがきコンクールで見事、鈴鹿税務署長賞を受賞された児童の母校亀山市立川崎小学校の校歌(「峯の城あと かげうつし」)にも刻まれています。

峯城は、天守まで往復1時間の探索ですが、山城跡でぐりといわれる石や落ち葉がいっぱいの山道ですのでトレッキングシューズをお勧めします。



かんざし井戸の伝説

柴崎地区の登り口(峯城北登口: 亀山市川崎町4021)からわずかのところに、「かんざし井戸」があります。この井戸は、峯城落城のとき、城主の奥方が身を投げた井戸と伝えられています。このとき奥方は、お城の宝物であった銀のかんざしをさして井戸に入水したことから、かんざし井戸と呼ぶようになったそうです。



《取材にご協力いただいた方》
川崎地区まちづくり協議会
亀山市川崎町2785-6
TEL:0595-85-0101

レーシングドライバーの 運転はスムーズ！

どうもレースの運転とは、アクセルやブレーキを勢いよく扱い、飛ばして走るイメージがあるようです。

しかし車の限界性能ギリギリで、そしてタイヤ性能を目一杯引き出して走る時に、実は急激な操作は禁物で。それは車の姿勢を乱し、タイヤ性能を生かせず低い速度で車を滑らせてしまうので遅い運転となってしまいます。

つまり、スムーズな運転の出来ない人は優秀なレーシングドライバーにはなれないのです。

私も仕事柄、普段から多くのレーシングドライバーの運転する車の横に乗る機会がありますが、むやみに飛ばさないし、総じてスムーズな運転をします。

加速もブレーキもハンドルも急な操作がないので体がゆすられることがなく、時には眠くなるほどです。

そう、実は優秀なレーシングドライバーの運転とは同乗者が気持ちよくて眠るような、スムーズな運転なのです。

こうした真の上手な運転をぜひ見習って欲しいものです。



レーシングドライバー福山英朗選手のドライビング

学校給食人気メニューのレシピを紹介します

かみかみふりかけ



いりこや昆布、ごまなどのかみかみ食材を使った手作りふりかけです。カルシウムも豊富に含まれており、ごはんにぴったりの一品です。

給食では、地元で水揚げされた“いりこ”を使っています。

〈4人分の材料〉

- いりこ(かちり) 40g
- かつお節 15g
- 塩昆布 20g (さっと塩を洗い流す)
- 白ごま 25g
- 酢 20g
- みりん 20g
- こいくちしょうゆ 10g
- 砂糖 20g
- 水 20g

〈作り方〉

- ①なべに調味料を煮立たせる。
 - ②いりこを入れて1分程度煮る。
 - ③塩昆布、ごま、かつお節の順に入れ、水分がなくなりパラパラになるまで弱火で炒める。
- ※いりこの塩分が多いときは、しょうゆの量をひかえて味を調整する。

「広報すずか」より資料提供

パズル 数独

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

		5			7		2
	9		8			7	
	6			4			5
7			6				3
		4				9	
	3				4		1
2				6			9
		8			5		7
	4		9			8	

ルール①

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【作者紹介】株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなど多種多様なパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。スマホアプリ「スマニコリ」も配信中。

新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
神戸	AIG損害保険(株)三重支店	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル2F	浅田 誠也	中部高圧コンクリート(株)
白子	c-home(同)	鈴鹿市稲生町8800-12	服部 洋二	(有)原保険事務所
平田	(同)みらいあい	鈴鹿市国府町7678-7	末松 正裕	(株)ホンダ四輪販売三重北
	ビーシアフル(株)	四日市市諏訪栄町9-13 シアフルビル4F	泉 晃多	小森設備
	(株)T&L	鈴鹿市算所3-13-13	大野 太平	(株)大野工務店
保険	ワークマンプラス亀山店	津市河辺町3576-4	後藤 大輔	春木保険サービス(株)
	ニコニコ	津市高洲町11-3	山田 純奈	春木保険サービス(株)
	井ノ口工業	鈴鹿市桜島町3-11-10	井ノ口 鵬飛	大同生命保険(株)
	坂本工業	度会郡玉城町佐田1683-7	坂本 直也	春木保険サービス(株)
	洋服のなおしや	津市久居北口町598-1	田口 真梨	春木保険サービス(株)
	Renom	津市片田町363-1	宗野 智仁	春木保険サービス(株)
	畑中電機設備	津市安濃町内多246-3	畑中 文行	春木保険サービス(株)
	FG GAISO	津市白塚町4625-2	福里 大輝	春木保険サービス(株)
	(株)鈴鹿インベストメント	横浜市港北区新横浜2-5-2 新横浜U・Uビル5F	西本 成夫	大同生命保険(株)
	(株)スタールト	鈴鹿市若松東3-23-19	尾迫 俊彦	アブラック代理店
	(株)サクシード・アセットマネジメント	渋谷区千駄ヶ谷5-27-3 やまとビル8F	杉本 啓二	大同生命保険(株)
	(株)スズカエージェント	鈴鹿市江島本町39-8 伊坂屋BD 3F	西 健太	大同生命保険(株)
	野島建装	津市一志町小山854-96	野島 佑斗	春木保険サービス(株)
	(株)鳴川自動車	亀山市和田町1824	鳴川 隆起	春木保険サービス(株)
	サロンド ルージュ	鈴鹿市下箕田2-5-22 パークサイドA棟103	松見 あい	春木保険サービス(株)
	大平章吾	津市久居北口町45-18	大平 章吾	大同生命保険(株)
	(株)クラフトワークス	鈴鹿市東旭が丘3-17-9	新山 敦史	大同生命保険(株)
	真弓塗装	津市久居新町2850	真弓 利哉	春木保険サービス(株)
小林塗装	津市大里窪田町792-7	小林 征矢	春木保険サービス(株)	

青年部会新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

法人名	住 所	会員名	紹介者
(株)荻野建設	鈴鹿市柳町842-1	荻野 貴	伊藤 潤
AIG損害保険(株)三重支店	津市丸之内養正町4-1	篠原 章	伊藤 洋一
ビーシアフル(株)	四日市市諏訪栄町9-13 シアフルビル4F	泉 晃多	小森 一
(株)田村工業	鈴鹿市東旭が丘5-6-11	田村 徳人	伊藤 潤
(株)朝日工業	鈴鹿市白子町3212-1	小西 宣彰	寺川 浩二

いま増えています 社長個人に対する賠償請求

取引先から訴えられた

契約上の義務に違反したことを理由に、取引先から賠償請求を提起された。

例えば

繊維メーカーが取引先への製品供給を停止したところ、契約上の義務に違反して供給を停止したことで損害を被ったとして、取引先から、余分に発生した調達コスト、逸失利益など約3,000万円を求める訴訟を起こされた。

従業員から訴えられた

パワハラなどハラスメントがあったとして役員が慰謝料などの支払を求める損害賠償請求を起こされた。

例えば

飲食店の店長が店員の無銭飲食を疑い、無理やり始末書を書かせたことについて、役員が事情聴取したところ、長時間にわたる事情聴取により精神的苦痛を被ったとして、店長から慰謝料など200万円を求める訴訟を起こされた。

ご家族を守るための選択

会社役員賠償責任補償特約(マネジメントガード)は、役員として行った経営判断やハラスメント等への管理責任を原因として、取引先や従業員などから役員個人が日本国内において賠償責任を問われた場合に、法律上の損害賠償金や弁護士費用などを保険期間中3,000万円を限度にお支払いします。

企業経営者を取り巻く環境は、大きく変化しています。

新型コロナウイルス

事業継続

認知症

事業承継



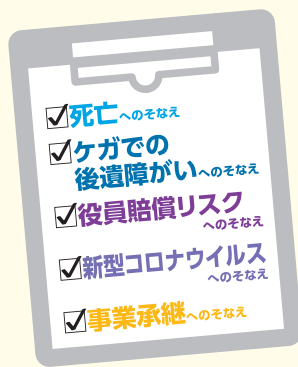
役員賠償リスク

パワハラ防止法

不当解雇

会社法改正

法人会の「経営者大型総合保障制度」総合型V *Premium* は、大同生命の生命保険とAIG損保の損害保険の組み合わせにより、これからの経営者のリスクに対応したトータル保障を提供します。



これらのそなえ、まとめて 月々14,970円^(※)

- 事故による死亡へのそなえ ……①死亡保険金+②傷害死亡保険金:6,000万円
(うち大同生命3,000万円/AIG損保3,000万円)
- 疾病による死亡へのそなえ ……①死亡保険金:3,000万円
- ケガでの後遺障がいへのそなえ ……②傷害後遺障がい保険金:120~3,000万円
(後遺障がいの程度により)
- 役員賠償リスクへのそなえ ……③マネジメントガード:3,000万円限度
- 新型コロナウイルスへのそなえ ……④従業員のPCR検査費用や消毒費用(100万円限度)
- 事業承継へのそなえ ……④コンサルティング費用(100万円限度)
- 加入者サービス ……経営者のためのハラスメントホットライン(無料)

(※) 契約年齢:40歳・男性の月払保険料/保険期間・保険料払込期間:10年(大同生命)、1年(毎年自動更新)(AIG損保)

保険料例(団体月払保険料/男性)

ご契約年齢		35歳	40歳	45歳	50歳
合計保険料		13,260円	14,970円	17,640円	21,780円
①死亡保険金額(主契約のみ)	3,000万円	5,820円	7,530円	10,200円	14,340円
②傷害死亡・傷害後遺障がい保険金額	3,000万円	4,110円	4,110円	4,110円	4,110円
③会社役員賠償責任保険金額	3,000万円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
④事業継続・事業承継相談費用保険金額	100万円	830円	830円	830円	830円

①:大同生命のRタイプ[無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)]…保険期間・保険料払込期間:10年
※保険料は、契約年齢・契約内容等により異なります。

②~④:AIG損保のベーシック傷害保険…保険期間:1年(毎年自動更新)



AIG 損保

法人会のビジネスガード Business Guard Series

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

三重支店

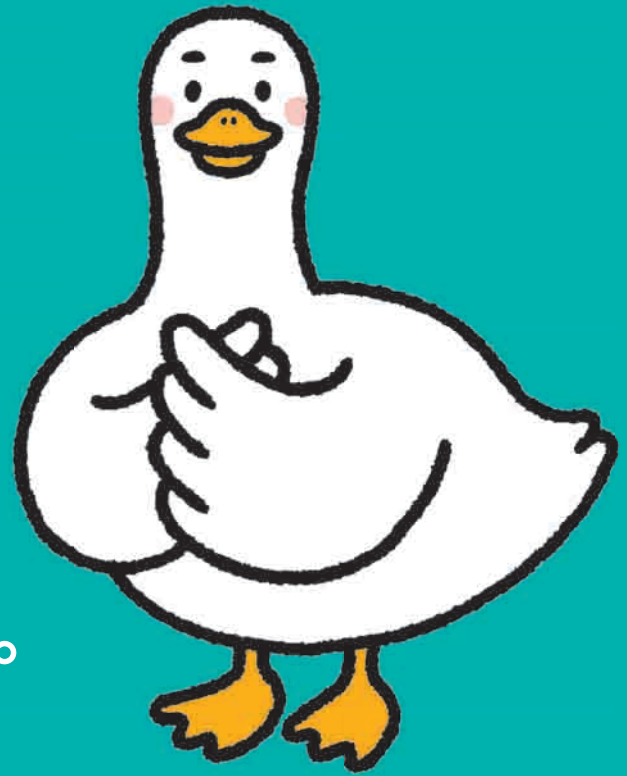
〒514-0036
三重県津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル
TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152291 2020-01)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW!
介護状態に合わせて保障する

アフラックの
しっかり頼れる
介護保険



今からはじめましょう。 アフラックから、 しっかり頼れる介護保険、誕生。

人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

特長 1 要介護 1 以上に認定された場合、**一時金をお支払い**します

特長 2 要介護 3 以上に認定されている場合、**介護年金をお支払い**します

特長 3 要介護 1 以上に認定された場合、**以後の保険料のお払込みは不要**です

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

引受保険会社

三重支社 〒510-0074 三重県四日市市鶴の森 1-3-23 四日市中央通りビル 6F
法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和 2 年版 インシュアランス生命保険統計号

P21042 AFツール-2021-0111-2111018 7月16日

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。
社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。

あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、

また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料で税務研修会が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



公益 社団法人 **鈴鹿法人会**
会員募集

事務局の案内
〒513-0802
三重県鈴鹿市飯野寺家町816(商工会議所ビル3F)
TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445
✉ hojinkai@mecha.ne.jp
<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)がHPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

編集後記

あけましておめでとうございます。
昨年は、1年越しの東京オリンピック・パラリンピックが開催され、熱闘に歓喜する一方、新型コロナウイルス感染症の第5波が世の中を不安にさせました。
ワクチン接種率の高まりに伴い感染拡大が収束し、これまで中止や延期を余儀なくされた各種事業が再開されることを願うばかりです。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

広報委員長 安田克志

4	8	5	3	1	7	6	2	9
1	9	2	8	5	6	7	4	3
3	6	7	2	4	9	1	8	5
7	5	1	6	9	2	4	3	8
8	2	4	5	3	1	9	6	7
6	3	9	7	8	4	2	5	1
2	7	3	1	6	8	5	9	4
9	1	8	4	2	5	3	7	6
5	4	6	9	7	3	8	1	2

【答え】10(8+2)

謹賀新年



今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

令和四年

〈引受保険会社〉

 **Aflac** アフラック

三重支社

〒510-0074 三重県四日市市鶴の森1-3-23 四日市中央通りビル6F

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



 **大同生命保険株式会社**

三重支社 /
三重県四日市市鷺の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

 **AIG損害保険株式会社**

三重支店 /
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911